

【事前準備・事前対応】

対象範囲

(1) 自然災害

地震、風水害などの災害

(2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ②この法人の公益活動に起因する重大な事故
- ③役職員にかかる重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

- ①戦争、テロリズム、建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの攻撃
- ②この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- ③内部者による背任、横領、体罰・暴力、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の不祥事

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

危機管理体制と責任者

(1) 外部からの危機

- ・外部からの危機による緊急事態に対しては、会長（不在の場合は専務理事）をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとる。

(2) 内部からの危機（会員、役職員による犯罪行為、法令違反、コンプライアンス違反等の不祥事をいい、以下「不祥事」という。）

- ・不祥事については、当該事案に対応する規程に従って適切に対処する。

【危機発生時の対応の基本】

発見者からの通報受付

- ・事態の発生を認知した職員は、速やかに所属するブロック又は委員会の長に対して通報する。
 - ・通報経路は原則として次の経路によって行うものとする。
 - ①情報認知者は、所属するブロック又は委員会の長に対して通報する。
 - ②所属するブロック又は委員会の長は事務局長に対して通報する。
 - ③事務局長は専務理事及び会長に対して通報する。
- 上記通報経路で直接の通報先が不在の場合や、きわめて緊急の場合は、直接の通報先

のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとる。

公的機関との連携

- ・事務局長は、緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管官公庁に届け出る。
- ・事務局長は、所管官公庁への届出の内容について、予め会長の承認を得なければならない。

【初動対応】

安全確保・情報収集・事実確認・応急対応

役職員は、緊急事態に遭遇した場合において必要があるときは、上司の指示によらずに応急対応を講じるものとする。この場合、人命救助、安全確保を最優先とする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ・人命救助を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 官公庁へ連絡する。
- ・災害対策の強化を図る。

(2) 事故

①爆発、火災、建物倒壊等の重大事故

- ・人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

②この法人の公益活動に起因する重大事故

- ・関係者の安全を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

③役職員等にかかる重大人身事故

- ・人命救助を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・人命救助と感染防止を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 官公庁へ連絡する。
- ・予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯罪

①戦争、テロリズム、建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの攻撃

- ・やむを得ない場合を除き官公庁による指示に従い、自身及び関係者の安全を最優先

とする。

- ・人命救助を優先とする。
- ・不当な要求に屈せず、官公庁と協力して対処する。
- ・対応策の強化を図る。

②この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査

- ・事実を調査する。
- ・再発防止を図る。

③内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事

- ・事実を調査する。
- ・(必要に応じ) 官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5)その他上記に準ずる経営上の緊急事態

①緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。

【内部対応】

情報収集・報告・監視、対応方針策定

- ・緊急事態に際しては、以下の対応を実施する。
 - (1)情報の収集・確認・分析
 - (2)応急処置の決定・指示
 - (3)対内連絡の内容、時期、方法の決定
 - (4)リスク管理統括責任者からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
 - (5)対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
 - (6)その他、必要事項の決定
- ・なお、あらかじめ個別事象に関するガイドラインやマニュアルを定めている場合は、これらを基礎として対応を決定・実施しつつ、状況に応じて臨機応変に具体的対応方針を決定する。

【内部連携】

- ・リスク管理統括責任者は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で次の事項を報告する。
 - (1)実施内容
 - (2)実施に至る経緯
 - (3)実施に要した費用
 - (4)懲罰の有無及びあった場合はその内容
 - (5)今後の対策方針

【外部対応】

ステークホルダー対応、プレスリリース・記者会見

- ・リスク管理統括責任者が報道機関への対応を行う。
- ・緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。
- ・原則として、リスク管理統括責任者以外の役職員は、リスク管理統括責任者の承認を得た場合を除き、メディア等に情報を提供してはならない。

【再発防止】

原因分析、再発防止策の策定

- ・不祥事案件が生じた場合は、不祥事の経緯を明らかにする事実調査、根本に迫った原因究明、厳格な責任者の処分および実効的な再発防止策の提言を行う。

附則

1. このマニュアルは、令和4年3月19日に制定し、同日より施行する。